

労働関係調査法案要綱

第一總則

- 一、労働争議は原則として、当事者の努力により、予防解決するものとし、政府は右自主的努力に助力を與へることを本旨とする。
- 二、労働争議とは、労資の意見一致せず、争議行為の発生して居り又は発生し得る状態を謂ふものとし、争議行為とは、当事者が其の主張貫徹の爲めにする行為であつて、業務の正常なる運営を阻害するものを謂ふこと。
- 三、公益事業とは、公衆の日常生活に缺くことの出来ないもので、運輸、郵便、電信、電話、水道、電気、瓦斯、医療及公衆衛生の事業とし、尚中央労働委員会の決議により、主務大臣において追加指定し得ること。

第二斡旋

- 一、労働委員会は学識経験ある者を、予め斡旋員候補者に委嘱して置いて、労働争議が発生したときは、必要に應じ、右候補者中より適當な者を斡旋員に指名しこれを派遣すること。
- 二、斡旋員は、当事者の自主的和解を斡旋すること。

第三調停

- 一、労働委員会は労働争議の当事者双方の意思の合致に基き、調停をなすの外、公益事業に関する事件及これに準ずる事件については職権により調停をなし得ること。
- 二、労働委員会による調停は原則として同会の委員中より選ばれた者をして構成する調停委員会をして、これに當らしめること。
- 三、調停委員会は当事者双方の意見を聴き調停案を作成して、当事者にその受諾を勧告すること。

第四仲裁

一、労働委員会は、労働争議の当事者双方の意思の合致に基き仲裁をなすこと。

二、仲裁裁定は労働協約と同一の効力を有すること。

第五 争議行爲等の制限禁止

一、安全保持の施設の維持又は運行を停廃し又はこれを妨げる行爲は正當でない争議行爲とする。

二、公益事業に關しては、調停申請又は強制調停開始後三十日を経なければ争議行爲をなすことは出来ないこと。

三、警察官吏、消防職員、監獄職員又は現業以外の行政若しくは司法事務に従事する官公職員は争議行爲をなすことが出来ないこと。

四、前二号の規定の違反があつた場合には、その責任者は、一萬圓以下の罰金に處すること。

五、使用者は労働者が、争議行爲をなしたことを理由として解雇その他

不利益な取扱をすることが出来ないこと。但し労働委員会の同意があつたときは、この限りでないこと。

六、規定に違反した場合には、六ヶ月以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處すること。

六、調停又は仲裁手続の公正な進行を妨げる者は退場を命ずることが出来ること。

第六 労働組合法の一部改正

労働組合法第十一條第一項は、現在労働組合員であることを理由として解雇その他不利益な取扱をすることが出来ないこととなつて居るが、労働組合を結成せんとしたこと、及び労働組合の正当な業務に従事したことを理由としても、解雇其の他の不利益な取扱をすることは出来ないこととする。

労働関係調整法案

第一章 総則

第一條 この法律は、労働組合法と相俟つて、労働関係の公正な調整を図り、労働争議を豫防し又は解決して、産業の平和を維持し、もつて経済の興隆に寄與することを目的とする。

第二條 労働関係の当事者は、互に労働関係を適正化するやうに、労働協約中に、常に労働関係の調整を図るための正規の機関の設置及びその運営に關する事項を定めるやうに、且労働争議が発生したときは、誠意をもつて自主的にこれを解決するやうに、特に努力をしなければならぬ。

第三條 政府は、労働関係に關する主張が一致しない場合に労働関係の当事者が、これを自主的に調整することに對し助力を與へ、これによつて争議行為をできるだけ防止することに努めなければならぬ。

第四條 この法律は、労働関係の当事者が、直接の協議又は団体交渉によつて、労働条件其の他労働関係に關する事項を定め又は労働関係に關する主張の不一致を調整することを妨げるものがないとともに、又労働関係の当事者が、かかる努力をする責務を免除するものでけぬ。

第五條 この法律はもつて労働関係の調整をなす場合には、当事者及び労働委員会その他の関係機関は、できるだけ適宜の方法を講じて、事件の迅速な處理を図らなければならない。

第六條 この法律において労働争議とは、労働関係の当事者間において、労働関係に關する主張が一致しないので、そのために争議行為が発生してあり、又は発生する虞がある状態をいふ。

第七條 この法律において争議行為とは、同盟罷業、怠業、作業新開鎖その他労働関係の当事者が、その主張を貫徹することを目的として行ふ行為及びこれに對抗する行為であつて、業務の正常な運営を阻害するものをいふ。

第八條 この法律において公益事業とは、左の事業であつて、公衆の日常生活に缺くことのなきものを含む。

一 運輸事業

二 郵便、電信又は電話の事業

三 水道、電気又は瓦斯供給の事業

四 醫藥又は公衆衛生の事業

主務大臣は、前項の事業の外、中央労働委員会の決議によつて、業務の停廃が国民経済を著しく阻害し又は公衆の日常生活を著しく危くする事業を、一年以内の期間を限り、公益事業として指定することができる。

前項の中央労働委員会が決議においては、使用者を代表する委員、労働者も代表する委員及び第三者である委員の各々の過半数の同意がなければならぬ。

主務大臣は、第二項の規定により公益事業の指定をしたときは、遅滞なくその旨を官報に告示するの外、新聞、ラヂオ等適宜の方法により、公表しなげなければならない。

第九條 争議行為が發生したときは、その当事者は、ただちにその旨を労働委員会又は行政官廳に届出なければならぬ。

第二章 斡旋

第十條 労働委員会は、斡旋員候補者を要囑し、その名簿を作製して置かなければならぬ。

第十一條 斡旋員候補者は労働経験を有する者で、この章の規定に基づいて労働争議の解決につき援助を與へることができるときでなければならぬが、

その労働委員会の管轄区域内に住んでゐる者でなくても差支へない。

第十二條 労働争議が發生したときは、労働委員会の會長は、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は職権に基づいて、斡旋員名簿に記載してゐる者の中から、斡旋員を指名しなげなければならない。但し、労働委員会の同意を得れば、斡旋員名簿に記載してゐない者を臨時の斡旋員に委囑することもできる。

第十三條 斡旋員は、関係当事者間を斡旋し、双方の主張の要點を確かめ、事件が解決されるやうに努めなければならぬ。

第十四條 斡旋員は、自分の手では事件が解決される見込がないときは、その事件から手を引き、事件の要點を労働委員会に報告しなげなければならない。

第十五條 斡旋員候補者に関する事項は、この章を定めるものの外命令でこれを定める。

第十六條 この章の規定は、労働争議の当事者が、双方の合意又は労働協約

の定により、別の斡旋方法によつて、事件の解決を図ることを妨げるものではない。

第三章 調停

第十七條 労働組合法第二十七條第一項第三号の規定による労働委員会による労働争議の調停は、この章の定めるところによる。

第十八條 労働委員会は、左の各号の一に該当する場合には、調停を行ふ。

- 一 関係当事者の双方から、労働委員会に對して、調停の申請がなされたとき
- 二 関係当事者の双方又は一方から、労働協約の定に基いて、労働委員会に對して調停の申請がなされたとき
- 三 公益事業に関する事件につき、関係当事者の一方から、労働委員会に對して、調停の申請がなされ、労働委員会が、調停を行ふ必要があるとき

四 公益事業に関する事件につき、労働委員会が職権に基いて、調停を行ふ必要があるとき

五 公益事業に関する事件又はその事件が規模が大きいか若しくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、行政官庁から、労働委員会に對して、調停の請求がなされたとき

前項の規定によつて地方労働委員会又は特別労働委員会の行つた調停が成らなかつたときは、中央労働委員会は、関係当事者の双方若しくは一方からの申請又は職権に基いて、その事件の調停を行ふことができる。

前項の規定によつて中央労働委員会が職権に基いて行つた調停は、第一項第五号の事件に限る。

第十九條 労働委員会による労働争議の調停は、使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び第三号である委員から成る調停委員会を設け、これによつて行ふ。

第二十條 調停委員会の、使用者を代表する委員と労働者を代表する委員とは、同数でなければならぬ。

第二十一條 調停委員会の委員は、労働委員会委員の中から、労働委員会の会長がこれを指名する。但し、左の場合には労働委員会の会長は、労働委員会の委員以外の者で、調停委員会の委員に委嘱することができ、

一 労働委員会の委員以外の者を、使用者を代表する調停委員会の委員に委嘱することにつき、労働委員会の使用者を代表する委員の同意を得たとき。

二 労働委員会の委員以外の者を、労働者を代表する調停委員会の委員に委嘱することにつき、労働委員会の労働者を代表する委員の同意を得たとき。

三 労働委員会の委員以外の者を、第三者である調停委員会の委員に委嘱することにつき、労働委員会の使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員の各々の過半数の同意を得たとき。

前項但書の規定によつて委嘱された委員は、これを法令によつて公務に従事する職員とみなす。

第二十二條 調停委員会に、委員長を置く。委員長は、調停委員会で、第三者である委員の中から選挙する。

第二十三條 調停委員会は、委員長が之を招集し、その議事は、出席者の過半数でこれを決する。

調停委員会は、使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員が出席

しなければ、会議を開くこととはできない。

第二十四條 調停委員会は、期日を定めて、関係当事者の出席を求め、その意見を徴しなければならぬ。

第二十五條 調停をなす場合には、調停委員会は、関係当事者及び公考人以外の者の出席を禁止することができる。

第二十六條 調停委員会は、調停案を作成して、これを関係当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、その調停案は理由を附してこれを公表することができる。この場合必要があるときは、新聞又はラヂオによる協力も請求することができる。

第二十七條 公益事業に関する事件の調停については、特に迅速に復理するために、必要は優先的取扱がなされなければならぬ。

第二十八條 この章の規定は、労働爭議の当事者が、双方の合意又は労働協約の規定により、別の調停方法によつて事件の解決を図ることを妨げるものではない。

第四章 仲裁

第二十九條 労働組合法第二十七條第一項第三號の規定による労働委員会による労働争議の仲裁は、この章の定めるところによる。

第三十條 労働委員会は、左の各號の一に該当する場合に、仲裁を行ふ。
一 関係当事者の双方が、労働委員会に對して、仲裁の申請をなされたとき。

二 労働協約に、労働委員会による仲裁の申請をしなければならぬ旨の定めがある場合に、その定に基いて、関係当事者の双方又は一方が、労働委員会に對して、仲裁の申請をなされたとき。

第三十一條 労働委員会による労働争議の仲裁は、特別の委員会を設けることなくこれを行ふ。但し、事件の事実調査のため、小委員会を設けることは差支へない。小委員会は、労働委員会の請求があつたときは、これに對し、仲裁裁定案を提出しなければならぬ。

第三十二條 仲裁をなす場合には、労働委員会は、関係当事者及び参事人以外の者の出席を禁止することを得る。

第三十三條 仲裁裁定は、書面に作成してこれを執行す。此の書面には効力発生の期日を記さなければならぬ。

第三十四條 仲裁裁定は、労働協約と同様の効力を有する。

第三十五條 この章の規定は、労働争議の当事者が、双方の合意又は労働協約の規定により、別の仲裁方法によつて事件の解決を図ることを求めるものでない。

第五章 争議行爲の制限禁止等

第三十六條 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を妨げし又はこれを妨げる行爲は、争議行爲として、これをなすことと見てさなない。

第三十七條 公益事業に關し、関係当事者が争議行爲をなすには、第十八條第一項第一號乃至第三號の規定によつて調停の申請をなし、その申請をなした日（又は同項第四号の天候若しくは同項第五号の事由があるときは、その日）の日の翌日（又は同項第四号の事由若しくは同項第五号の事由があるときは、その日の翌日）の日の翌日を経過した後、これをなすことと見てさなない。但し、争議行爲の容許中にその事業が第八條第二項の規定によつて公益事業として指定されてその争議行爲については、この限りでない。

第三十八條 警察官吏、消防職員、監獄において勤務する者その他國又は公

共團體の規業以外の行政又は司法の事務に従事する官吏その他者は、爭議行為をなすこととはできない。

第三十九條 前二條の規定の違反があつた場合においては、その違反行為について責任のある使用者若しくはその団体、労働者の団体又はその他の者若しくはその団体は、これを一萬圓以下の罰金に處する。

前項の規定は、そのもの代、法人であるときは、理事、取締役その他人の業務を執行する役員に、法人でない団体であるときは、代表者その他業務を執行する役員にこれを適用する。

一個の爭議行為に關し科する罰金の總額は、一萬圓を越えることとはできない。
法人、法人でない使用者又は労働者の組合、爭議団体の団体であつて解散したものに、才一項の規定を適用するについては、その団体は、なほ存続するものとみなす。

第四十條 使用者は、この法律による所動爭議の調停をなす場合に於いて労働者がなした命言又は労働者が爭議行為をなしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに對し不利な取扱をすることをなすこととはできない。但し、労働者自身の同意があつたときは、この限りでない。

第四十一條 前條の規定の違反があつた場合には、その行為をなした者は、これを六箇月以下の懲罰又は五百圓以下の罰金に處する。

第四十二條 才三十九條及び前條の罰金は、労働者組合の請求を待たずこれを論ずる。

第四十三條 調停又は仲裁をなす場合に於て、その公正を進行上妨げる者に對しては、調停委員會の請求を以ては労働者組合の會長は、これを退場を命ずることとができる。

第六章 費用負擔

第四十四條 労働委員會の費用、才十二條の幹事及び才二十一條才一項但し、善の調停委員會の費用並びに労働委員會による労働爭議の調停又は仲裁のため出頭を求められた者に、料金の定めるところにより、その費用を負擔する。

附 則

ニの法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

労働争議調停法は、この法律施行の日からこれを廃止する。

労働組合法の一部を次のやうに改正する。

労働組合法第十一條中第一項を次のやうに改める。

使用者ハ労働者が労働組合ノ組合員ナルコト、労働組合ヲ結成セン
トシ若ハ之ニ加入セントスルコト又ハ労働組合ノ正当ナル行為ヲナシ
タルコトノ故ヲ以テ其ノ労働者ヲ解雇シ其ノ他之ニ對シ不利益ナル取
扱ヲ為スコトヲ得ズ